

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

平成 30 年 4 月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により定めている。
- 平成 24 年に、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号）により同政令を改正して 1, 4-ジオキサンを同法の有害物質に追加するとともに、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号。以下「改正省令」という。）により同省令を改正し、一般排水基準（0.5mg/L）を設定した。（施行日：平成 24 年 5 月 25 日）
- その際、改正省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが困難であると認められた 5 業種については、2 年又は 3 年の適用期限を設けて暫定排水基準を設定した。その後、これら 5 業種のうち、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業の 2 業種については、平成 27 年の見直しにより 3 年間の適用期限延長を行っている。
- 今般、これら 2 業種に係る現行の暫定排水基準が平成 30 年 5 月 24 日を以て適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について検討を行った結果、2 業種とも基準値を強化した上で、平成 33 年 5 月 25 日まで暫定排水基準の適用期限を延長することとした。（平成 30 年 2 月 20 日中環審水環境部会）

2. 改正の内容

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）の附則を改正し、平成 30 年 5 月 25 日以降の暫定排水基準の延長及び強化（平成 33 年 5 月 24 日まで）の措置を定めるものである。

1, 4-ジオキササンに係る暫定排水基準

業 種	基準値（単位 mg/L）	
	現行 H27. 5. 25～H30. 5. 24	改正後 H30. 5. 25～H33. 5. 24
エチレンオキサイド製造業	6	3
エチレングリコール製造業	6	3

3. スケジュール

公布日：平成 30 年 4 月 10 日

施行日：平成 30 年 5 月 25 日